

QUICPay 会員規約

QUICPay (nanaco) 特約

QUICPay (nanaco) ポイント特約

株式会社セブン・カードサービス

QUICPay 会員規約

第1条 (目的等)

本規約は、株式会社セブン・カードサービス (以下「当社」といいます。) および株式会社ジェーシービー (以下「JCB」といい、当社とあわせて「両社」といいます。) ならびにJCBの提携するカード発行会社が共に運営する『QUICPay』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム (以下「QUICPayシステム」といいます。) について規定するものであり、当社とQUICPay本会員およびQUICPay会員がQUICPayシステムを利用することに係るQUICPay本会員およびQUICPay会員との契約 (以下「本契約」といいます。) について、本規約が本契約の内容となることに同意します。

第2条 (用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規約において特に定めのない用語については、当社の発行する所定のクレジットカードに関する会員規約 (以下「カード会員規約」といいます。) におけるのと同様の意味を有します。

- (1) 「QUICPayカード」とは、QUICPayシステムの利用を可能とする機能を搭載した両社所定の非接触式ICカードをいいます。
- (2) 「QUICPay本会員」とは、カード会員規約に定める本会員のうち、本規約を承認のうえ、QUICPayシステムの利用を申込み、または家族がQUICPayシステムの利用を申し込むにあたり同意し、当社が認めた方をいいます。
- (3) 「QUICPay家族会員」とは、QUICPay本会員の家族のうち、本規約を承認のうえ、QUICPay本会員の同意を得て、QUICPayシステムの利用を申込み、当社が認めた方をいいます。
- (4) 「QUICPay会員」とは、QUICPay本会員とQUICPay家族会員の総称をいいます。ただし、QUICPay本会員のうち、自らはQUICPayシステムを利用せず、家族がQUICPayシステムを利用するにあたって同意したのみの方は除きます。
- (5) 「親カード」とは、QUICPay本会員がカード会員規約に定める本会員として自己に貸与されている当社所定のクレジットカードのうち、QUICPay本会員がQUICPayシステム利用代金の支払方法として予め指定するクレジットカードをいいます。
- (6) 「QUICPay加盟店」とは、両社所定の標識が掲げられたQUICPayシステムの利用が可能な加盟店をいいます。
- (7) 「QUICPay端末」とは、QUICPayカードを使用してQUICPayシステムを利用するために、QUICPay加盟店に設置された端末をいいます。

(8)「QUICPay ID」とは、QUICPayカードを使用しQUICPayシステムを利用するために、QUICPay会員に個別に付される20桁の数字からなるIDをいいます。

第3条 (QUICPayカードの発行および貸与)

1. QUICPay本会員およびQUICPay会員となろうとする方(以下「QUICPay入会申込者」といいます。)は、当社所定の『QUICPay入会申込書』等に必要事項を記入し、QUICPayシステムの利用を申込みものとします。
2. 当社は、QUICPay入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方に対し、当社が発行するQUICPayカードを貸与します。なお、当社が入会を承認しない場合の例としては、以下の各号に該当すると当社が判断した場合が挙げられますが、これに限られません。
 - (1) 入会申込に際し、虚偽の事実を記入し、または偽造もしくは変造に係る資料を添付した場合。
 - (2) 入会申込に際し、予め指定した親カードが無効である場合。
3. QUICPay本会員およびQUICPay会員と当社との間のQUICPayシステム利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をしたときに成立します。
4. QUICPayカード上には、QUICPay会員名、QUICPay IDおよび有効期限等(以下「カード情報」といいます。)が表示されます。QUICPayカードは、その貸与を受けたQUICPay会員本人以外、使用できません。
5. QUICPay会員は、自己に貸与されたQUICPayカードおよびカード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。QUICPayカードの所有権は当社にあり、QUICPay会員は、QUICPayカードの譲渡・貸与・預託もしくは担保提供等一切の処分またはQUICPayカードの占有移転を行わないものとします。
6. QUICPay会員は、自己に貸与されたQUICPayカードに搭載されたICチップにつき、偽造・変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
7. QUICPay会員が前三項に違反したことにより、第三者がQUICPayカードまたはカード情報を使用してQUICPayシステムを利用した場合、当該第三者による利用をQUICPay会員本人による利用とみなします。

第4条 (QUICPay家族会員等)

1. QUICPay本会員は、QUICPay家族会員に対し、自己に代わってQUICPayシステムを利用する一切の権限(以下「本代理権」といいます。)を授与するものとします。
2. QUICPay本会員は、前項に定める代理権の授与について、撤回・取消または無効等の消滅事由がある場合には、当社所定の方法により、QUICPay家族会員によるQUICPayシステムの利用の中止を申し出るものとします。QUICPay本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第5条 (有効期限・更新)

1. QUICPayカードの有効期限は、当社が指定するものとし、QUICPayカード上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、QUICPayカードの有効期限までに退会の申し出がなく

かつ会員資格を喪失していないQUICPay会員のうち、当社が審査のうえ、引き続きQUICPay会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を発行します。

第6条(カード発行手数料)

QUICPay本会員は、QUICPayカードが発行または更新された場合にはそれぞれ、QUICPayカードにつき、発行または更新された枚数に応じた当社所定のQUICPayカード発行手数料(QUICPay家族会員の分も含みます。)を、親カードで支払うものとします。

第7条(届出事項の変更等)

- 1.QUICPay本会員およびQUICPay会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等もしくは親カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。
- 2.前項の届け出がないために当社から当社所定の手段により送る通知が到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 3.QUICPay会員に対する通知書その他の送付書類は、QUICPay本会員の届け出住所宛に発送するものとします。

第8条(QUICPayカードの再発行)

当社は、QUICPayカードの紛失・盗難・破損・汚損等の理由によりQUICPay会員が希望し、当社が審査のうえ適当と認めた場合、QUICPayカードを再発行します。この場合、QUICPay本会員は、再発行されたQUICPayカードにつき、当社所定のQUICPayカード再発行手数料(QUICPay家族会員の分も含みます。)を親カードで支払うものとします。

第9条(QUICPayカード利用方法)

- 1.QUICPay会員は、QUICPay加盟店においてQUICPayカードを提示し、QUICPay端末にQUICPayカードをかざす等両社所定の操作を行うことで、QUICPay会員とQUICPay加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay加盟店に対する支払いを当社に対して、委託することにより、QUICPay加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること(以下「QUICPayカード利用」といいます。)ができます。この際、署名をする必要はありません。QUICPay会員がQUICPay加盟店においてQUICPayカードを利用したことにより、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いにつき、QUICPay会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay加盟店に対して、QUICPay会員に代わって立替払いを行います。
- 2.前項にかかわらず、QUICPay加盟店は、QUICPayカード利用状況に応じて、当社に対し、第10条第1項に定めるQUICPayカード利用が可能な金額を照会し、またはQUICPay会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。

第10条(利用可能金額)

- 1.QUICPay会員は、親カードについて定められたカード利用可能枠からカード利用残高を差し引いた金額(以下「親カード利用可

能金額」といいます。)の範囲内で、QUICPayカードを利用することができます。ただし、親カード利用可能金額が30,000円に満たない場合は、商品等の代金にかかわらずQUICPayカード利用ができない場合があります。なお、当該カード利用残高には、親カード利用残高(親カードの家族会員による利用も含みます。)のほか、当該カードを親カードとするすべてのQUICPay会員によるQUICPayカード利用残高のすべてが含まれます。

2.前項にかかわらず、QUICPay会員によるQUICPayカード利用は、1回あたり金20,000円を上限とします。

第11条(立替払いの委託)

1.QUICPay会員は、第9条第1項の定めのとおり、QUICPay加盟店においてQUICPayカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。QUICPay会員は、当社がQUICPay会員からの委託に基づき、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

(1)当社がQUICPay加盟店に対し立替払いすること。

(2)JCBがQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社がJCBに立替払いすること。

(3)JCBの提携会社またはJCBの関係会社がQUICPay加盟店に立替払いし、JCBが当該JCBの提携会社または当該JCBの関係会社に立替払いしたうえで、当社がJCBに立替払いすること。

2.商品の所有権は、当社がQUICPay加盟店、JCB、JCBの提携会社に対して支払いが完了した時点で、当社に移転し、QUICPayカード利用代金が完済されるまで、留保されることをQUICPay会員は承認するものとします。

3.第1項にかかわらず、当社が、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCBまたはJCBの提携会社とQUICPay加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。指定本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。

第12条(QUICPayカード利用代金の支払区分および支払方法)

1.QUICPayカード利用代金の支払区分は、「ショッピング1回払い」に限られます。ただし、親カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。

2.QUICPayカード利用代金の支払いに関しては、QUICPayカードの利用は親カードの利用とみなされます。

3.QUICPay本会員は、カード会員規約に定める親カードの利用代金の支払期日および支払方法と同様に、QUICPayカード利用代金を支払うものとします。

4.QUICPay本会員は、親カードの会員番号・有効期限等が当社により変更された場合であっても、QUICPayカード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。

第13条(QUICPay会員の退会・QUICPay会員資格の喪失等)

1.QUICPay本会員およびQUICPay会員は、当社所定の方法に

より、QUICPay会員を退会することができます。

2. QUICPay本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規約を解約されます。なお、QUICPay本会員が本規約を解約された場合、当然にQUICPay会員資格も喪失します。
 - (1) QUICPay本会員が、カード会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
 - (2) 親カードを同一とするすべてのQUICPay会員の更新カードが発行されることなく、QUICPayカードの有効期限が経過した場合。
 - (3) 親カードを同一とするすべてのQUICPay会員が退会した場合。
3. QUICPay会員は ((3)または (4)のときは、それに該当するQUICPay会員をいい、QUICPay家族会員が (1) (2) (5) (6) (7) のいずれかに該当したときは、当該QUICPay家族会員のみならず、QUICPay本会員を含みます。)、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1) (2) (3) については当社がQUICPay会員資格の喪失の通知をしたときに、(4) (5) (6) (7) については当然に会員資格を喪失します。なお、QUICPay会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、QUICPay会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、QUICPay会員がQUICPay会員資格の喪失後にQUICPayカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、
 - (1) QUICPay会員が、本規約およびカード会員規約に違反した場合。
 - (2) QUICPay会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的による本カード利用等QUICPay会員によるQUICPayカードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 - (3) QUICPayカードの最終使用日より当社が定める一定期間QUICPayシステムの利用がない場合。
 - (4) QUICPay本会員が第4条第2項に定める方法によりQUICPay家族会員によるQUICPayカードの利用の中止を申し出た場合。
 - (5) QUICPay本会員が本規約を解約し、または解約された場合。
 - (6) QUICPay会員が第22条第1項で定義する反社会的勢力に該当することが判明した場合。
 - (7) QUICPay会員が、自らまたは第三者を利用して、第22条第1項で定義する不当な要求行為等を行ったとき。
4. QUICPay会員は、前三項のいずれの場合においても、直ちにQUICPayカードを返却し、またはQUICPayカードに切込みを入れて破棄しなければならないものとし、そのいずれによるかは当社の指示に従うものとし、
5. QUICPay会員は、当社が第3条または第8条に基づき発行したQUICPayカードについて、QUICPay会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPay会員が退会の申し出を行ったものとして取扱うものとし、

第14条 (QUICPayカードの紛失・盗難等)

QUICPayカードの紛失・盗難等により、QUICPayカードが第

三者に使用された場合には、カード会員規約の「カードの紛失・盗難による責任の区分」に関する規定が準用されるものとし、同規定による保険の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとし、

第15条 (QUICPayサービスが利用できない場合)

1. QUICPay会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、QUICPayカードを利用することができないことがあります。
 - (1) QUICPayカードの物理的・電磁的な破損・汚損等により、QUICPay端末においてQUICPayカードの取扱いができない場合。
 - (2) 親カードにつき、紛失・盗難またはその他カード会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。
 - (3) その他、当社が、QUICPay会員によるQUICPayカード利用を適当でないと判断した場合。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、QUICPay本会員およびQUICPay会員に対する事前の通知なく、QUICPayシステムの運営を一時停止または中止することができます。
 - (1) QUICPayシステムの運営のための装置およびシステムに係る保守点検・更新を定期的にまたは緊急に行う場合。
 - (2) 火災・天災・停電その他の不可抗力により、QUICPayシステムの運営を継続することが困難である場合。
 - (3) その他、当社がQUICPayシステムの運用の一時停止または中止が必要と判断した場合。
3. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、QUICPayシステムの運営を一時停止または中止することができます。一時停止の期間が長期にわたる場合または中止する場合には、当社はQUICPay本会員に対して通知するものとし、
4. 前二項に定めるQUICPayシステムの運営の一時停止または中止により、QUICPay本会員、QUICPay会員または第三者に何らかの損害・不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

第16条 (適用関係)

本規約に定めのない事項については、すべてカード会員規約を準用するものとし、

第17条 (規約の変更)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、QUICPay本会員との個別の合意がない場合であっても、本規約を変更することができ、変更後の本規約の条項について、QUICPay本会員との合意があったものとみなします。
 - (1) 本規約の変更が、QUICPay本会員の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、本契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本規約の変更にあたっては、当社ホームページに、次に定める事項を予め周知するものとし、
 - (1) 本規約を変更する旨
 - (2) 変更後の本規約の内容
 - (3) 効力発生時期

第18条 (個人情報の収集・保有・利用・預託)

1. QUICPay会員およびQUICPay入会申込者 (以下、あわせて「QUICPay会員等」といいます。) は、QUICPayカードの機能・付帯サービス等の提供のため、以下の情報 (以下、これらを総称して「個人情報」といいます。) を当社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。
 - (1) 氏名・生年月日・住所・電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)等、QUICPay会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
 - (2) 申込日・入会日・入会店舗・有効期限等、QUICPay会員等と当社の契約内容に関する情報。
 - (3) QUICPay会員のQUICPayカードの利用内容。
 - (4) QUICPay会員のQUICPayカードに関する利用残高。
2. QUICPay会員等は、当社が以下の目的のために前項(1)(2)(3)の個人情報を利用することに同意します。
 - (1) クレジットカード事業に関するサービス・商品の開発および改善のため。
 - (2) クレジットカード事業における営業情報・お得情報のご案内のため。
 - (3) 当社が提携した企業から受託した営業情報・お得情報のご案内のため。
3. 前項(2)(3)により、同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用していても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書に記載される営業案内およびこれに同封される宣伝物・印刷物等は除きます。
4. 会員は、第1項の個人情報を当社と(株)セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店(以下「共同利用者」といいます。)が以下の目的のために共同して利用すること(以下「共同利用」といいます。)に同意します。なお、共同利用する各社については<<https://www.7andi.com/>>に掲載しております。
 - (1) 共同利用者が取扱うサービス・商品の開発および改善のため。
 - (2) 共同利用者が取扱うサービス・商品についてのお得情報その他の情報のご案内のため。
 - (3) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提供を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供のため。
5. 当社と共同利用者は、前項により共同利用するQUICPay会員等の個人情報を厳正に管理し、QUICPay会員等のプライバシー保護に十分に注意を払うと共に、前項に定める目的以外には利用しないものとします。なお、個人情報の管理については当社が責任者となります。
6. 本規約に基づく業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じたうえでQUICPay会員等の個人情報を預託します。

第19条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. QUICPay会員等は、当社に対して、ご自身に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
2. 万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

【個人情報に関するお問い合わせ】

(株)セブン・カードサービスお客様相談室

〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5

☎03-6238-2952(9:00AM~5:00PM 土・日・祝・1/1~1/3休)

第20条 (個人情報の取扱いに関する不同意)

当社は、QUICPay会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または第18条に定める個人情報の取扱いについて同意されない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第18条第2項(2)(3)に定める営業案内に対する中止の申し出をいただいても、入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第21条 (入会申込の事実の利用)

当社が入会をお断りする場合であっても、入会申込をされた事実はお断りする理由のいかなを問わず、第18条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はいたしません。

第22条 (反社会的勢力の排除)

1. QUICPay会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJCB等の信用を毀損し、またはJCB等の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下総称して「不当な要求行為等」といいます。)を行わないことを確約するものとします。
2. 当社は、QUICPay会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、QUICPay会員等による本カードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づく本カードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。本カードの利用を一時停止した場合には、QUICPay会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードの利用を行うことができないものとします。また、当社は、QUICPay会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第13条第3項(6)(7)の規定に基づきQUICPay会員資格を喪失させます。
3. 前項の規定の適用により、QUICPay会員等に損害等が生じた場合でも、QUICPay会員等は当該損害等についてJCB等に請求をしないものとします。

第1条 (本特約の目的)

本特約は、nanacoカード会員規約における会員（以下「会員」といいます。）が、QUICPayシステムを利用しようとする場合に、nanacoカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に加えて適用されます。

第2条 (QUICPay会員規約の準用)

会員がQUICPayシステムを利用しようとする場合、当社が別に定める「QUICPay会員規約」が準用されます。ただし、本特約に別段の定めがある場合には、本特約が優先して適用されます。

第3条 (QUICPayカードの発行・貸与等)

1. 当社は、会員であるQUICPay入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方（以下「QUICPay(nanaco)会員」といいます。）に対しては、当該QUICPay入会申込者に貸与されているnanacoカードによるQUICPayシステムの利用を認めるものとし、これをもってQUICPayカードを発行・貸与したものとします（以下、当該nanacoカードのQUICPayカードとしての位置付けを「QUICPay(nanaco)カード」といいます。）。なお、この場合においては、QUICPayカードのカード発行手数料は発生しません。
2. QUICPay(nanaco)カードの有効期限は、QUICPay(nanaco)カード上には記載されず、nanacoカード会員規約の定めを準用します。
3. 当社は、QUICPay(nanaco)カードの破損・汚損・紛失・盗難等の理由により、QUICPay(nanaco)会員が再発行を希望した場合、nanacoカード会員規約に基づきnanacoカードを再発行します。ただし、この場合においては一旦、QUICPay会員としての資格を喪失し、再発行されたnanacoカードはQUICPayシステムの利用ができない状態ですので、会員はQUICPayシステムの利用をしようとする場合には、再度、申込みをするものとします。
4. QUICPay(nanaco)会員は、使用しているQUICPay(nanaco)カードについて、当社所定の方法によりQUICPayシステムの利用のみを中止し、その範囲で本特約を解約することができます。この場合においては、当該カードにおけるnanacoカードとしての会員資格は喪失せず、nanacoカード会員規約に基づき継続してnanaco電子マネーサービスを利用することができます。ただし、当該nanacoカードにおいてQUICPayシステムの利用を再度申込むことはできません。
5. 「QUICPay会員規約」に定める事由の他、QUICPay(nanaco)会員がnanacoカード会員規約の定めによりnanaco会員としての資格を喪失した場合には、当然にQUICPay(nanaco)会員としての資格も喪失するものとします。

第4条 (QUICPay(nanaco)カードの利用)

QUICPay(nanaco)会員は、QUICPay(nanaco)カードを利用してQUICPay加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けようとする場合は、QUICPay加盟店に対しQUICPayカード利用をする旨を告知するものとします。なお、QUICPay(nanaco)会員は、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字

して表示される支払方法を確認し、誤りがないことを確認するもの
とします。万一誤りがある場合には、その場でQUICPay加盟店に
申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、
QUICPay (nanaco) 会員は、支払方法について誤りがないことを
了承したものとします。

第5条 (本特約の変更)

本特約の変更については、会員規約の定めに従って行うものとします。

QUICPay (nanaco) ポイント特約

第1条 ポイントサービスの提供

1. 当社はQUICPay(nanaco) 会員に対し、付帯サービスの一つとして、QUICPay(nanaco) カードを利用し、QUICPay加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供等を受けた場合、本特約の規定に従いポイントを付与し、付与されたポイントを利用することができるサービス (以下「ポイントサービス」といいます。) を提供します。
2. 本特約に定めのない事項については、「セブンカード会員規約」(以下「会員規約」といいます。) および会員規約に付随する各種ポイントサービス特約に従うものとします。
なお、会員規約の対象となるカードは、券面に「SEVEN CARD」、「SEVEN CARD Plus」または「IY CARD」と記載のあるカード (以下これらを総称して「セブンカード」といいます。) です。

第2条 ポイントの付与

1. 当社は、セブンカードを親カードとするQUICPay(nanaco) 会員がQUICPay加盟店においてQUICPay(nanaco) カードによりクレジット決済をしたときに、QUICPay(nanaco) 会員が当社に指定しているセブンカードにポイントを付与します。
2. 前項の場合、セブンカードに付与するポイントは、お買上金額200円ごとに1.0ポイントとし、セブンカードのご利用代金明細書に表示され、約定支払日の属する月の5日に付与されます。
3. 前二項にかかわらず、一部のQUICPay加盟店においては、ポイントの付与率等が異なる場合があります。
4. 当社がポイント対象外と指定するご利用分については、ポイントが付与されない場合があります。

第3条 お買上商品返品時のポイントサービスについて

QUICPay加盟店における返品にともなうポイントの減算が生じる場合は、減算相当分のポイントを当該返品の前月の5日に差し引くものとします。

第4条 本特約の変更

本特約の変更については、会員規約の定めに従って行うものとします。



672957700